

大子町災害廃棄物処理計画



大 子 町

目 次

第1章 総則

第1節 計画策定の目的及び見直し	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 基本的事項	3
1 対象とする災害	3
2 本計画における被害想定	3
3 対象とする災害廃棄物	4
4 各主体の役割	5
5 処理期間の設定	5
6 災害廃棄物処理の基本方針	6
7 災害廃棄物処理の流れ	6
8 発災後における災害廃棄物処理実行計画の策定	6
9 町の行動	7
10 教育	10
11 災害廃棄物対策の進捗管理	10

第2章 災害廃棄物処理のための体制等

第1節 組織体制・指揮系統	11
1 組織体制の構築	11
第2節 情報収集・連絡	13
1 被害情報等の収集と連絡	13
2 情報提供	13
第3節 協力・支援体制	15
1 県内広域処理体制	15
2 事業者との連携による処理	15
3 国・専門機関による支援	15
4 ボランティアとの連携	15
5 支援受入体制の整備	15
第4節 住民への啓発・広報	16
1 災害時に広報する内容	16
2 災害時の広報手法	16

第3章 災害廃棄物の処理

第1節 災害廃棄物（生活ごみ・避難所ごみ・し尿を除く）	17
1 災害廃棄物発生量の推計	18
2 災害廃棄物処理の方法	20
3 仮置場	22
4 分別の徹底	26
5 収集運搬	27
6 処理・処分	28
7 適正処理が困難な廃棄物等への対応	30
8 損壊家屋等の解体撤去	31
第2節 環境保全対策・火災防止	32
第3節 生活ごみ・避難所ごみ・し尿	34
1 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の発生	34
2 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬と処理	35
3 一般廃棄物処理施設の強靱化と復旧	36
第4節 処理業務の進捗管理	37
1 計量等の記録	37
2 災害廃棄物処理の進捗管理	37
3 災害廃棄物報告書の作成	37

第4章 災害廃棄物対策の推進・計画の進捗管理

1 計画による実行力の向上	38
2 情報共有と教育の実施	38
3 進捗管理・評価による課題の抽出	38
4 計画の見直し	38

第1章 総則

第1節 計画策定の目的及び見直し

大規模地震や水害などの災害時には、一時的に大量の廃棄物が発生するほか、交通状況の混乱も予測されるため、平常時と同じ収集・運搬・処理・処分の対応が困難であることが想定されます。そのためには、事前に十分な対策を講じておく必要が非常に重要であります。また、近年、各地で発生している災害は、異常気象の影響もあり、年々多発しています。

そういった背景を踏まえ、「太子町災害廃棄物処理計画」（以下、「計画」という。）では、災害廃棄物を円滑に処理することで、住民生活の衛生確保や環境保全と共に、地域生活の早急な復興を図ることを目的に策定します。

太子町においても、令和元年10月に発生した令和元年東日本台風の水害による被害は大きく、当時は混乱の中で発生した災害廃棄物の対応・処理に追われていました。当時の教訓を活かすためにも、本計画内容を見直すこととしました。

図表1 太子町の位置と地勢

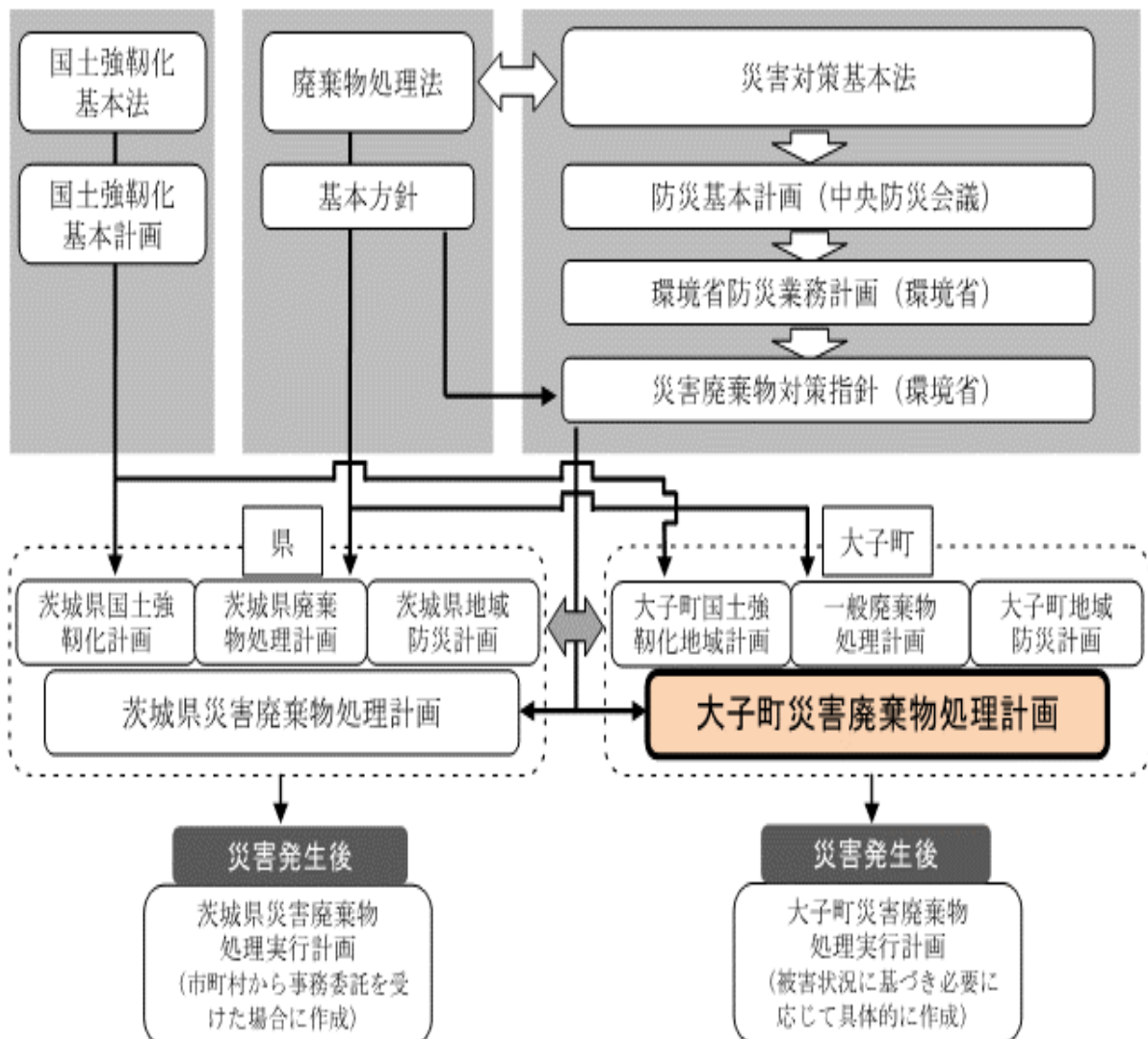


第2節 計画の位置づけ

本計画の位置付けは、図表2のとおりです。

本計画は、環境省「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、「茨城県廃棄物処理計画」、「大子町地域防災計画」、「大子町一般廃棄物処理計画」等との整合を図りつつ、災害廃棄物処理に関する基本的な考え方や処理方策等を示すものです。

図表2 本計画の位置付け



出典：災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図(環境省)を基に作成

第3節 基本的事項

1 対象とする災害

本計画では、地震災害、風水害その他自然災害を対象とします。地震災害については、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する火災、その他異常な現象により生ずる被害を対象とします。風水害については、竜巻等の風による被害、大雨、台風、雷雨等による多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れ等の被害を対象とします。

2 本計画における被害想定

本計画では、大子町地域防災計画で対象としている棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震（棚倉破砕帯）地震及び令和元年10月に発生した台風19号（令和元年東日本台風）により被災した当時の経験を交え想定しています。

なお、被害想定が更新された際には、新たな情報に基づく災害を対象とし、本計画の見直しを行います。

図表3 大子町に関わる主な災害の被害想定

区分	被害想定	地震の規模	最大避難者数	建物被害棟数 (半壊含む)
地震	棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震（棚倉破砕帯）	M7.0	1,700人	2,190棟

出典：大子町地域防災計画

3 対象とする災害廃棄物

本計画において対象とする災害廃棄物は、地震や水害等の災害によって発生する廃棄物（図表4の（1）～（10））及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（図表4の（11）～（13））です。

図表4 災害廃棄物の種類

種類	説明
（1）木くず	柱・梁・壁材、水害又は津波等による流木等
（2）コンクリートがら等	コンクリートがら、アスファルトくず、瓦・陶磁器・ガラス等
（3）金属くず	鉄骨、鉄筋やアルミ材等
（4）可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
（5）不燃物	不燃性粗大ごみ 分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等が混在した概ね不燃性の廃棄物
（6）腐敗性廃棄物	畳や被災冷蔵庫等から排出される食品類等
（7）廃家電製品	損壊家屋等から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの※
（8）廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車等※
（9）有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA・テトラクロロエチレン等の有害物質、農薬類等
（10）その他処理困難な廃棄物等	危険物(消火器、ガスボンベ、燃料タンク、スプレー缶等)、ピアノ、マットレス等の市町村の一般廃棄物処理施設では処理が困難なもの(石膏ボード等)

※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う

種 類	説 明
(11) 生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
(12) 避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ等
(13) し尿	仮設トイレ(災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係機関等から提供されたくみ取り式トイレの総称)等からのくみ取りし尿

4 各主体の役割

(1) 町の役割

災害廃棄物は、一般廃棄物に区分されることから、災害廃棄物の処理は、本町が主体となって処理を行います。災害廃棄物は、適正かつ円滑・迅速に処理を実施します。

本町が被災していない場合は、被災市町村からの要請に応じて、人材及び資機材の応援を行うとともに、被災地域の災害廃棄物を可能な限り受入を行うこととします。

(2) 県の役割

県には、本町が被災した場合、災害廃棄物の処理に係る技術支援を要請します。

本町が行政機能を失う規模の災害が発生し、県へ地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づく事務の委託をした場合は、県に主体となって処理を行ってもらうよう要請します。

(3) 事業者の役割

災害廃棄物の処理に関連する事業者は、災害時に適正処理と円滑かつ迅速な処理に努めるものとし、県と災害時の協力協定を締結している関係機関・関係団体は、県の要請に応じて速やかに支援等に協力してもらいます。また、危険物、有害物質等を含む廃棄物その他の適正処理が困難な廃棄物を排出する可能性のある事業者は、これらの適正処理に主体的に努めてもらうこととします。

5 処理期間の設定

災害廃棄物の処理は、早期の復旧・復興に資するよう、できるだけ早い処理完了を目指します。災害の規模や災害廃棄物発生量に応じて、適切な処理期間を設定することとします。大規模災害においても3年以内の処理完了を目指します。

なお、処理期間について国の指針が示された場合は、その期間との整合性を図り設定に努めます。

6 災害廃棄物処理の基本方針

(1) 適正かつ円滑・迅速な処理の実行

住民の生活環境保全及び公衆衛生上の支障防止の観点から、適正な処理を進めつつ、復旧・復興の妨げにならないよう円滑かつ迅速な処理を実行します。

(2) 分別・再生利用

災害廃棄物の処理においては、被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再生利用を行い、最終処分量を削減します。

(3) 目標期間内での処理の実施

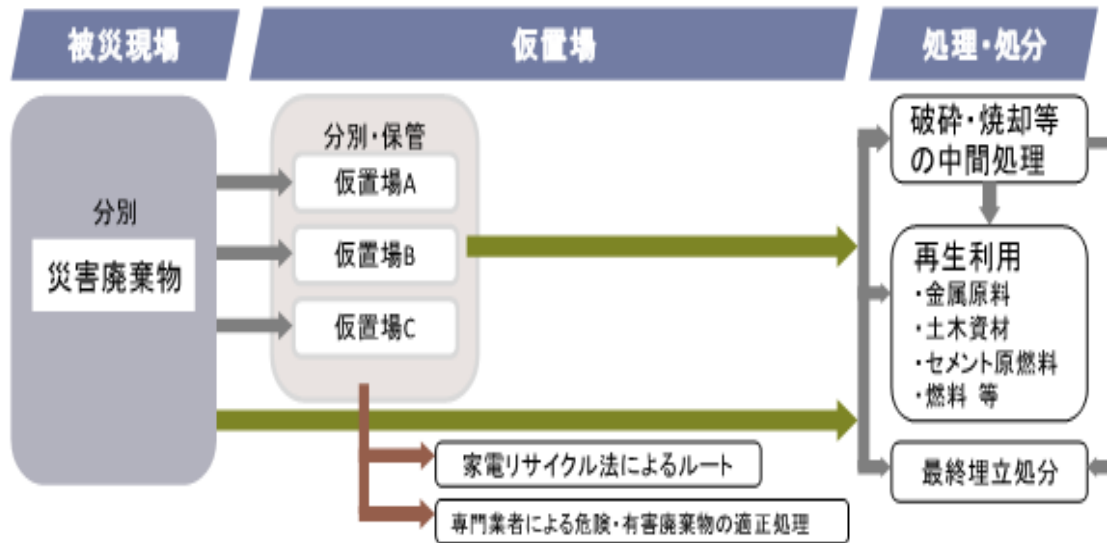
災害廃棄物の処理は、目標期間内に環境センター・衛生センターでの処理又は県内市町村との相互支援による処理及び県内の事業者による処理を進めることとします。

7 災害廃棄物処理の流れ

災害廃棄物は、被災現場でなるべく分別した上で仮置場へ搬入し、仮置場にてさらに分別して集積・保管します。これらの災害廃棄物は、種類や性状に応じて破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行います。

環境センター・衛生センターにおいて目標期間内に処理しきれない等の場合は、県へ相談し他市町村での処理も検討します。

図表5 災害廃棄物処理の流れ

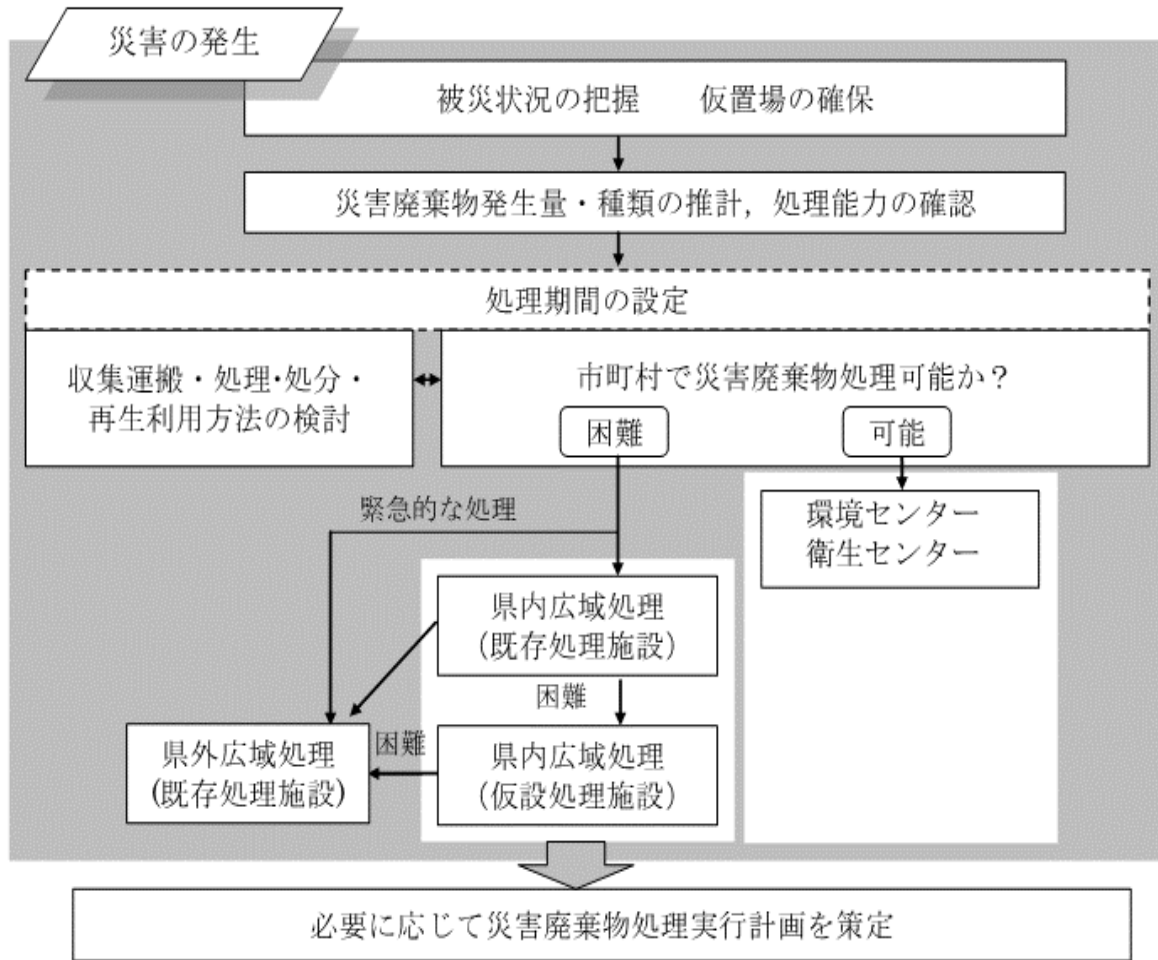


8 発災後における災害廃棄物処理実行計画の策定

災害が発生した際は、被害状況を踏まえて、災害廃棄物処理の基本方針に基づき、処理の方針及び処理期間の検討を行います。また、災害廃棄物の収集運搬、処理・処分方法、再生利用先の確保、仮設処理施設の必要性等を検討して、処理フローを作成し、必要に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定します。（図表6）

災害廃棄物処理実行計画は、関係者と情報を共有しながら処理の全体像を整理して策定し、処理業務の発注や補助金事務に係る資料として用いることで円滑な処理を進めます。災害廃棄物処理実行計画は、処理の進捗等の状況に応じて、災害廃棄物発生量と処理処分先・再生利用先等を見直し、更新していくものとなります。

図表6 災害廃棄物処理方法の検討の流れ



9 町の行動

災害の種類や規模によって、行動する内容と時期が異なります。行動計画は、課題を明確にして見直しを行います。

災害廃棄物処理では、初動期、応急対応前半の時期の対応が重要です。発災直後は、職員の安否確認、人命救助を優先して対応すると同時に、災害廃棄物処理に関連する施設の被害状況の把握、災害廃棄物処理に必要な体制の構築等に対応することとします。(図表7)

水害では、水が引いた後、被災した住民が一斉に災害廃棄物を排出します。発災後1週間の排出量が最も多くなるため、水害では、仮置場の充足状況の把握を初動期に行うこととなります。

図表7 町の行動

初動期	<ul style="list-style-type: none"> • 体制の構築 • 町内及び町内関連施設の被害状況を把握し県へ連絡 • 今後の大雨や水位の予測 • 住民への広報・窓口等設置 • 仮置場の設置、運営・管理(業務発注含む) • 仮置場の充足状況の把握 • 収集運搬の手配 <p>(・一般廃棄物処理施設が被災した場合、補修・復旧)</p>
応急対応前半	<ul style="list-style-type: none"> • 県(市町村)への支援要請 • 補助金関係事務・予算の確保 • 他市町村からの支援の受入・調整 • 処理・再生利用・最終処分先の検討 • 体制の見直し(人材調達等) • 優先度の高い災害廃棄物の処理の調整・手配 • 業務委託の検討 • 災害廃棄物発生量の推計 <p>(・一般廃棄物処理施設の復旧の進捗報告)</p>
応急対応後半	<p>(初動期からの必要な行動の継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 災害廃棄物処理実行計画の策定 • 公費解体手続き・発注 • 仮置場の逼迫状況の把握
復旧・復興期	<p>(初動期からの必要な行動の継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 仮置場の原状回復

初動期：発災後～3日間程度、応急対応前半：～3週間程度

応急対応後半：～3か月程度、復旧・復興期：1～3年程度

10 教育

災害時に速やかに行動できるよう、教育を実施します。

(1) 職員への教育

災害廃棄物処理に必要な知識や実行力を高めるため、担当職員に対して本計画を周知し、以下の事項について、国、県などの研修等に参加します。

- ・過去の災害廃棄物処理の経験に学ぶ教訓
- ・災害廃棄物処理に係る関連法令
- ・災害廃棄物の分別、仮置場の管理に係る実務
- ・災害廃棄物の記録作成・補助金交付申請事務に係る実務

(2) 経験の継承

令和元年10月12日から13日にかけて、台風19号（令和元年東日本台風）により被災した経験から、当時の被災状況等、行動記録や経験を継承することで、今後の災害に備え、災害時の円滑かつ迅速な対応に活かします。また、災害対応の記録を後世に伝え、この経験を教訓として今後の防災対策に活かすため、茨城大学と連携して災害記録集を作成しました。

●令和元年東日本台風大子町災害記録誌

<https://www.town.daigo.ibaraki.jp/page/page007302.html>



被災当時の旧役場庁舎前交差点



JR水郡線南田気鉄橋崩落

11 災害廃棄物対策の進捗管理

災害廃棄物処理の対応力の向上を図るため、目的・目標を明確にして、重要な事項から取組を進め、仮置場候補地の選定状況、庁内の体制構築、関係者との連携強化等の進捗管理を行います。

第2章 災害廃棄物処理のための体制等

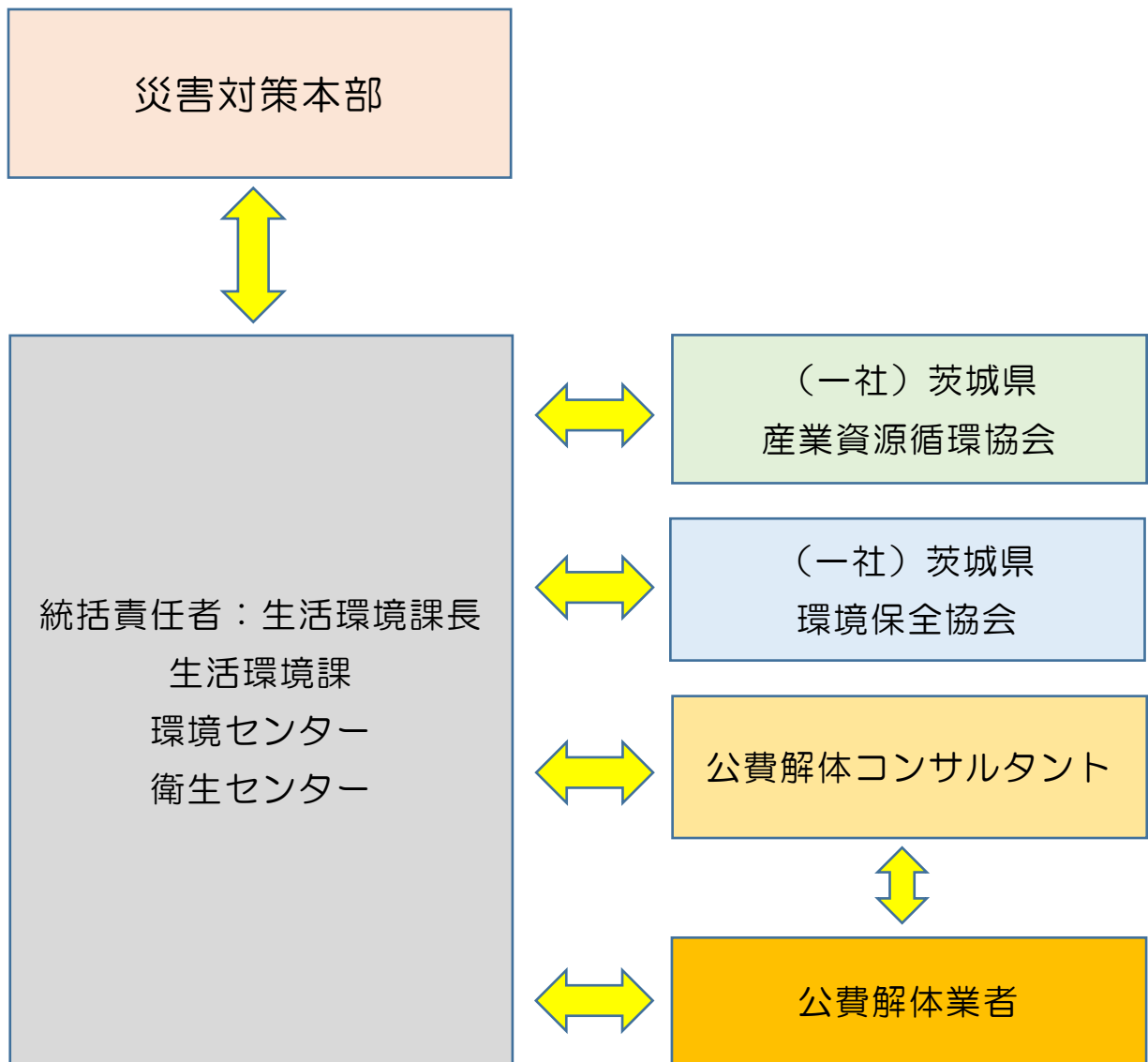
第1節 組織体制・指揮系統

1 組織体制の構築

災害時は、本計画又は地域防災計画に基づき、災害廃棄物処理の組織体制を構築し、指揮系統を確立します。

地域防災計画に基づく災害対策本部、関係部署等と情報共有し、関係機関とも連携して対応します。また、専門機関や災害協定を締結している各機関とも処理体制を構築し対応します。

図8 災害廃棄物対策組織体制



図表9 業務内容と組織体制

業務		業務内容	担当課
総務		<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部との連絡調整 ・職員人員配置 ・近隣市町村、県、国、関係機関・関係団体へ支援要請 ・情報収集、関係者の調整 ・住民への広報・問合せ対応等 	<p>総務課 まちづくり課</p>
財政		<ul style="list-style-type: none"> ・予算確保・管理 ・入札等執行 	<p>財政課</p>
処理	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物発生量推計 ・処理フロー・実行計画策定、更新、進捗管理 ・県内市町村・民間処分先・再生利用先の確保・調整 	<p>生活環境課</p>
	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場の確保（担当課調整、住民への周知等） ・開設準備（導線・敷鉄板・分別配置設定） ・茨城県産業資源循環協会との連絡・調整 ・搬入出ルートの調整（地域住民、警察等） ・仮置場管理業務の業務発注仕様書作成 	<p>生活環境課</p>
	解体 撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・公費解体申請受付 ・損壊家屋等解体撤去発注 	<p>生活環境課</p>
ごみ・し尿 関係調整		<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレ設置検討・仮設トイレ支援要請・調達 ・ごみ・し尿収集車両の調達、燃料供給の調整 	<p>環境センター 衛生センター</p>
ごみ処理 施設		<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況把握・連絡、施設の補修 ・分別の指揮・助言 ・施設被害又は処理能力に応じた市町村等との調整 	<p>環境センター</p>
し尿処理 施設		<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況把握・連絡、施設の補修 ・施設被害又は処理能力に応じた市町村等との調整 	<p>衛生センター</p>

※各業務に必要な人数は、時間の経過とともに変わるため、人員の配置や体制については必要に応じ見直しを行います。

第2節 情報収集・連絡

1 被害情報等の収集と連絡

一般廃棄物処理施設の被害状況など県へ報告します。

町内の災害廃棄物発生状況（場所・量）に関する情報把握、仮置場の充足状況に関する情報の把握に努めます。また、平常時に連絡窓口一覧表を更新し県及び他市町村と共有を行い、プラントメーカー等の関係機関と災害時の連絡方法を確認します

2 情報提供

本町及び一般廃棄物処理施設が被災していない場合は、他市町村からの受入が可能か条件に関する情報提供を行います。

図表10 県から収集する情報

分類	収集内容	活用方法
廃棄物 処理施設	・被災していない市町村の一般廃棄物処理施設における受入可能量・条件等	処理処分先の確保
	・県内民間処理施設(焼却施設・最終処分場)、資源化関係施設の受入可能量・条件等	
	・県外の廃棄物処理施設や資源化関係施設の受入可能量・条件等	
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の発生量推計関連 ・有害廃棄物の処理方法 ・腐敗性廃棄物の処理方法 	発生量推計・ 処理方法 検討
仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・県有地等の仮置場候補地 ・仮置場の適切な運営管理方法 	仮置場の広 報 仮置場管
必要な 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレその他の資機材支援 ・人材・人員の支援 ・その他の支援 	不足分の 補充

図表 1 1 町が収集し県へ提供する情報

分類	収集内容	情報源等	目的
被災状況	・ライフライン（停電・断水）の停止と復旧見込み	災害対策本部	支援要請の検討、 連絡手段の検討
避難状況	・避難所所在地と避難者数		避難所ごみ・ し尿発生量把握
道路被害	・道路被害、通行止め等情報		収集運搬の検討
建物被害	・全半壊の建物数と解体・撤去を要する建物数 ・水害の浸水範囲（床上、床下戸数）		災害廃棄物発生量 推計
廃棄物	・指定場所以外に投棄された災害廃棄物の状況	現地確認 事業者等	優先処理すべき 廃棄物の確認
	・災害廃棄物の種類と量 ・有害廃棄物の発生状況 ・腐敗性廃棄物の発生状況		発生量推計・ 処理方法検討
仮置場	・仮置場設置場所、面積、充足状況 ・仮置場への搬入状況 ・仮置場周辺的环境、苦情等		仮置場の広報・ 管理
処理処分	・処理処分の数量管理・進捗状況 ・処理処分先の確保・契約状況		進捗管理
必要な 支援	・仮設トイレ等資機材ニーズ ・人材・人員の支援ニーズ ・その他の支援ニーズ		支援要請

第3節 協力・支援体制

1 県内広域処理体制

本町が、災害廃棄物処理に単独で対応しきれない場合は、県及び近隣市町村へ支援を求め、連携して対応します。

2 事業者との連携による処理

大量の災害廃棄物が発生した場合、本町の一般廃棄物処理施設で処理しきれないことが想定されます。県を通じて、一般社団法人茨城県産業資源循環協会等の関係団体に要請を行い、災害廃棄物処理を実施します。また、町と一般社団法人茨城県環境保全協会とで災害時のし尿運搬に係る協定を締結しており、被災状況に応じ要請を行います。

3 国・専門機関による支援

災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）は、環境省・地方環境事務所を中心とし、国立環境研究所その他専門機関、関係団体から構成され、災害廃棄物処理の支援体制として設置されています。D.Waste-Netへ人材・資機材の支援を要請し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進めます。

4 ボランティアとの連携

被災家屋等から災害廃棄物を搬出及び運搬する作業は、ボランティアの協力が必要です。ボランティアに対して、災害廃棄物の分別、仮置場の情報を的確に伝えることが重要です。そのため、社会福祉協議会が設置した災害ボランティアセンターに情報提供を行い、ボランティアへの周知を図ります。

5 支援受入体制の整備

災害時に支援を受け入れるに当たり、支援が必要な場所や数量等の情報を把握し提供します。また、支援者に対し、具体的支援内容と町の組織体制を明確に伝えます。

第4節 住民への啓発・広報

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには、住民の理解と協力がが必要です。このため、災害廃棄物の分別方法、仮置場の設置等について広報を行います。

災害廃棄物の不法投棄を防止し、分別を徹底するためには、発災直後の広報が重要です。特に水害では、水が引くとすぐに被災した住民が一斉に災害廃棄物を排出するため、効果的な手法で迅速に情報を周知します。

1 災害時に広報する内容

被災者に対して、災害廃棄物の分別や仮置場の利用方法等について、効果的な広報手法により周知します。また、ボランティアに対しても速やかに災害ボランティアセンターを通じて、同様の情報を周知します。

- ① 問合せ窓口
- ② 災害廃棄物の仮置場の設置場所、搬入時間・期間等
- ③ ごみの分別、生ごみや危険物を仮置場に持ち込まない等のルール
- ④ 被災していても産業廃棄物は仮置場へ持ち込めないこと
- ⑤ 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止
- ⑥ ボランティア支援依頼窓口避難所におけるごみの分別
- ⑦ 被災家屋等の解体撤去に係る申請手続き案内

2 災害時の広報手法

防災ラジオでの放送、チラシの作成等を行い、ホームページ、SNSなどを活用し、住民へ迅速に周知します。

- ① 防災ラジオ（FM だいが）
- ② 広報車
- ③ 避難所・災害ボランティアセンター・公共施設等へチラシの配布
- ④ 広報誌への掲載
- ⑤ チラシ等の戸別配布・回覧、新聞等の折り込みチラシ
- ⑥ ホームページ、SNS
- ⑦ テレビ・ラジオ・新聞
- ⑧ 区長を通じた広報等

第3章 災害廃棄物の処理

第1節 災害廃棄物（生活ごみ・避難所ごみ・し尿を除く）

1 災害廃棄物発生量の推計

(1) 災害廃棄物発生量の推計のための被害情報の把握

- ・ 建物の全壊・半壊棟数等の被害状況を把握します。
- ・ 水害による被害は、浸水域を基に担当部署から、り災証明書の発行情報を共有してもらいます。
- ・ 県や専門機関から提供される情報を活用します。

(2) 災害廃棄物発生量の推計方法

- ・ 建物被害棟数の情報と災害廃棄物の発生原単位を用いて、災害廃棄物発生量を推計します。

$$\boxed{\text{災害廃棄物発生量}} = \boxed{\text{建物の全壊及び半壊棟数}} \times \boxed{\text{各発生原単位}}$$

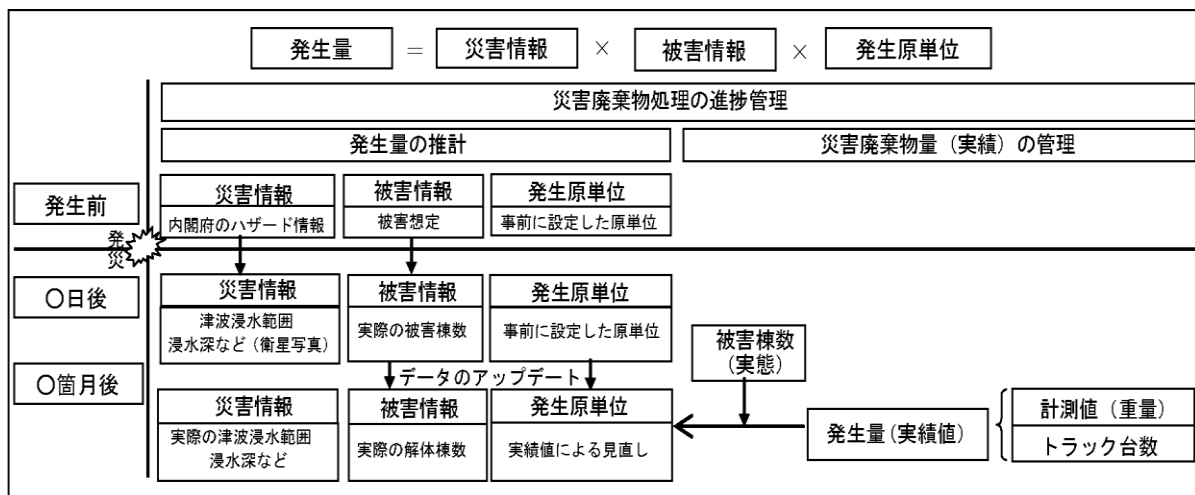
- ・ 水害の場合は、さらに以下の方法で推計した発生量を加えます。

$$\boxed{\text{災害廃棄物発生量}} = \boxed{\text{建物の浸水世帯数(床上・床下)}} \times \boxed{\text{各発生原単位}}$$

(3) 災害廃棄物発生量の見直し

- ・ 災害廃棄物発生量の推計は、災害情報、被害情報、発生原単位を適切に更新することにより、段階に応じてその精度を高めて管理する必要があります。建物の被害棟数の情報は、時間の経過とともに変わります。仮置場内の測量等による実績値を用いて発生量を見直します。

図表12 災害廃棄物発生量の見直し



出典：災害廃棄物対策指針

図表 1 3 災害廃棄物の発生原単位

建物被害等	発生原単位
全 壊	117 トン/棟
半 壊	23 トン/棟
床上浸水	4.60 トン/世帯
床下浸水	0.62 トン/世帯

出典：災害廃棄物対策指針

図表 1 4 災害廃棄物の種類別割合の設定 単位：(トン/棟)

災害廃棄物の種類	発生原単位 (全壊)	発生原単位 (半壊)
木くず(柱角材)	3,510	0,690
コンクリートがら	67,860	13,340
コンクリートがら(瓦)	1,500	0,295
金属くず	3,510	0,690
可燃物	9,160	1,801
不燃物	29,288	5,757
腐敗性廃棄物(畳)	0,200	0,039
廃家電製品(家電4品目)	0,272	0,054
その他処理困難な廃棄物等(石膏ボード)	1,700	0,334
計	117,000	23,000

出典：茨城県災害廃棄物処理計画

2 災害廃棄物処理の方法

災害廃棄物の処理は、環境負荷の低減や資源の有効利用の観点から、可能な限りリサイクルを進め、焼却処理量及び最終処分量の削減に努めます。

災害廃棄物の種類別の処理方法について、基本的な考え方を図表 1 4 に示します。

図表 1 4 災害廃棄物処理の考え方

種類	処理の考え方
木くず	<ul style="list-style-type: none"> • 破砕処理や焼却処理をします。 • 家屋の柱や倒木は、リサイクル材としての価値が高いため、極力リサイクルに努めます。 • 合板くずや小片木くずは、サーマル原料等により極力リサイクルに努めます。 • 木くずを破砕すると、発酵して品質が劣化するため、長期間保存ができません。破砕しない(嵩張る)状態で保管するためのストックヤードの確保が必要です。 • 木くずは、水に濡れると腐敗による悪臭の発生や、リサイクルが困難となる場合があるので、保管の方法や期間には注意が必要です。
コンクリート がら等	<ul style="list-style-type: none"> • 破砕処理をします。 • 極力土木資材としてのリサイクルに努めます。 • 瓦：極力土木資材としてのリサイクルに努めます。リサイクルできないものは埋立処分します。 • ガラス・陶磁器くず：極力土木資材としてのリサイクルに努めます。リサイクルできないものは埋立処分します。 • スレート板：石綿が含有されているおそれがあるため、シート掛け等して石綿が飛散しないように保管します。リサイクルできないものは埋立処分します。 • 土砂混じりがれき：ふるい選別等により土木資材、セメント原料としてのリサイクルに努めます。
金属くず	<ul style="list-style-type: none"> • 売却を基本としますが、選別が困難である等によりリサイクルできないものは埋立処分します。

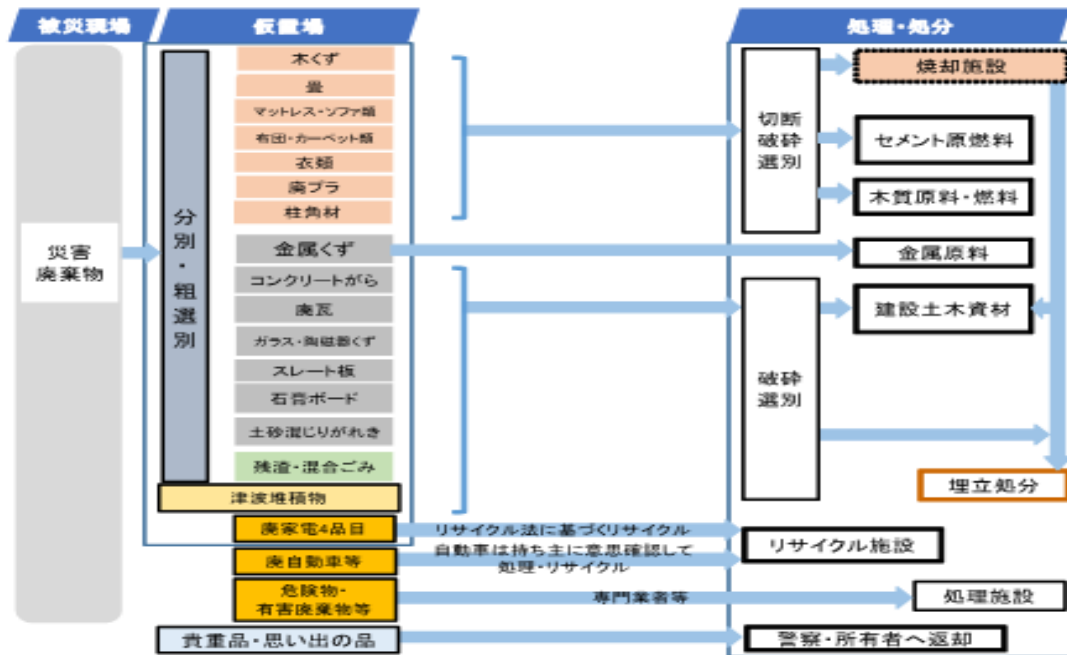
可燃物	<ul style="list-style-type: none"> ・布団・カーペット類：切断後、焼却処理を行います。水分を含んだ布団は、破碎が難しく燃えにくいいため、乾燥等する必要があります。 ・プラスチック類：極力リサイクルに努めますが、リサイクルできないものは焼却処理します。
不燃物	<ul style="list-style-type: none"> ・破碎選別、磁力選別、手選別等により選別の精度を向上し、極力リサイクルに努め、残さは埋立処分します。
腐敗性廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・水害で発生する腐敗性廃棄物は、汚水を含み重量が増加します。水に濡れると腐敗による悪臭が発生するため、優先的に処理を行います。 ・畳：仮置場から優先的に搬出後に切断等を行い、セメント原燃料等にリサイクルします。リサイクルできないものは焼却処理します。水に浸かった畳は、発酵し火災が発生するおそれがあるため、仮置場内での保管に注意し、優先的に搬出します。
廃家電製品	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目は、家電リサイクル法に従い、所有者が引き取り業者へ引き渡すことを原則とします。4品目以外の電気製品については、破碎して金属等のリサイクルに努めます。 ・水害で発生する泥が付着した廃家電製品は、リサイクルが困難となる場合があるので、洗浄等することでリサイクルに努めます。
廃自動車等	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車は自動車リサイクル法に従い、所有者が引き取り業者へ引き渡すことを原則とします。 ・水害により車内に土砂が堆積した場合は、土砂を取り除いてから搬出してもらうようにします。
有害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬・化学薬品、石綿含有廃棄物、感染性廃棄物等は分別して保管し、専門の事業者で処理を行います。

<p>その他処理が 困難な廃棄物 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物：消火器、ガスボンベ類、油類は、分別して保管し、専門の事業者で処理を行います。 ・マットレス・ソファ類：切断後、金属の回収、焼却処理を行います。 ・石膏ボード：汚れがないこと、板状であること(製造番号等が識別できること)が受入要件であり、仮置場において雨等で濡れないよう保管して、石膏ボード原料とします。汚れ・水濡れ等のものは埋立処分します。 ・太陽光発電設備（家庭用）：感電に注意して取扱います。金属等のリサイクルに努めます。 ・混合廃棄物：可燃物、不燃物、細かいコンクリート片、土砂、金属等を含むため、できるだけ選別処理することでリサイクルに努めます。
--------------------------------	--

※災害廃棄物の処理の主体は基本的に町ですが、所有者等が処理するものもあります。事業活動に伴い発生した廃棄物いわゆる産業廃棄物は、災害廃棄物ではないので御注意ください。(仮置場へも持ち込めません。)

以上の処理の考え方から、災害廃棄物の処理方法は図表 1 5 を基本とします。

図表 15 災害廃棄物の種類別の処理方法



3 仮置場

災害時に仮置場を迅速に設置するため、平常時に、被害想定に対応した仮置場の面積、設置場所及び設置数を考慮し、仮置場候補地を選定します。

仮置場は、災害廃棄物を一時的に集積する場所です。(図表 16)

県内既存施設を最大限活用しても目標期間内に処理することができない膨大な量の災害廃棄物が発生した場合は、別な場所へ仮置場を設置し、一時的にストックする必要があります。そのため、仮置場は1か所のみでの開設とは限らない場合があります。令和元年東日本台風で被災した際には、5か所の仮置場の設置となりました。

図表 16 仮置場の機能と特徴

機能	特徴
<ul style="list-style-type: none"> 個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため、損壊家屋等から災害廃棄物を町が一時的に集積する場所 処理（リユース・リサイクルを含む）前に、仮置場にある災害廃棄物を一定期間、分別・保管しておく場所 	<ul style="list-style-type: none"> 被災現場付近又は一定面積が確保できる場所に設置

出典：災害廃棄物対策指針技術資料 1-14-1 より作成

仮置場では、円滑に通行できるように一方通行の動線とし、仮置場内の配置が分かりやすいよう配置図を事前配布又は入口で配布します。（図表17）

地震による木造家屋の被害が多い場合は、木くずの割合が大きくなり、水害の場合は、家電や畳の割合が多くなる傾向があります。

図17 令和元年東日本台風で仮置場に搬入された災害廃棄物



中央公民館グラウンド



宮川グラウンド

※分別品目ごとの面積の割合は例であり、災害や被災家屋等の種類によって変化します。

（1）仮置場の確保・設置

次の手順を参考に仮置場を確保します。

- ①平常時に選定した仮置場候補地が使用できるか検討します。
（仮置場候補地や周辺道路の被災状況、他の用途での利用有無）
- ②仮置場候補地の管轄部署と使用する期間や条件を確認します。
- ③仮置場候補地の現地確認を行います。

仮置場の設置については、近隣住民に対して仮置場の必要性について説明し、理解を得た上で開設します。また、可能な限り敷鉄板を手配し、搬入時や管理、返還時の負担を減らします。

（2）仮置場搬入に係る住民への周知（第2章4節、3章2節参照）

仮置場へ搬入する際は、分別等のルールと仮置場の場所等を周知する必要があるため、SNSを活用するなど効果的な広報手法により周知します。

（3）仮置場での作業内容

仮置場内での車両の誘導及び災害廃棄物の荷下ろし補助を行います。災害廃棄物の搬入車両が多い時間帯には、少なくとも1つの仮置場で10名程度の人数が必要となるため、町で対応できない場合は、仮置場内の作業を業務委託します。

(4) 仮置場の管理

仮置場の管理（分別等の作業含む）を業務委託します。（図表18）

(5) 仮置場の返還

仮置場を設置した場合は、災害廃棄物の搬出後、原状復旧して管理者（所有者）へ返還します。

図表18 仮置場の管理

飛散防止策	<ul style="list-style-type: none">・ 粉じんの飛散を防ぐため、散水を適宜実施します。・ ごみの飛散防止のため、覆い(ブルーシート等)をします。
臭気・衛生対策	<ul style="list-style-type: none">・ 腐敗性廃棄物は長期保管を避け、優先的に焼却等の処理を行います。
火災防止対策	<ul style="list-style-type: none">・ 可燃性廃棄物は、積み上げは高さ5m以下、災害廃棄物の山の設置面積を200m²以下、災害廃棄物の山と山との離間距離は1m以上とします。
作業員の安全管理	<ul style="list-style-type: none">・ 作業員は、防塵マスク、ヘルメット、安全靴、手袋、長袖を着用します。
仮置場の監視	<ul style="list-style-type: none">・ 他市町村からの災害廃棄物の搬入を防止するため、被災者の身分証やり災証明等を確認して搬入を認めます。・ 生ごみや危険物等の不適切な廃棄物の搬入を防止するため、仮置場入口に管理者を配置し確認を行います。・ 仮置場の搬入受入時間を設定し、時間外は仮置場入口を閉鎖します。また、夜間等の不適切な搬入を防ぐため、出入口の施錠等を実施します。
災害廃棄物の数量の管理	<ul style="list-style-type: none">・ 日々の搬入・搬出管理(記録)を行います。停電や機器不足により台貫等で計量が困難な場合は、搬入・搬出台数や集積した災害廃棄物の面積・高さを把握することで、仮置場で管理している廃棄物量とその出入りの把握に努めます。

【参考：仮置場の必要面積の推計方法】

- 面積＝集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×（1＋作業スペース割合）
- 集積量＝災害廃棄物発生量－処理量
- 処理量＝災害廃棄物発生量÷処理期間
- 見かけ比重：可燃物 0.4（t/m³）、不燃物 1.1（t/m³）
- 積み上げ高さ：5m以下が望ましい。
- 作業スペース割合：0.8～1
※災害廃棄物全量が仮置場に搬入されて一時的に保管することを仮定する場合の必要面積は、以下のように簡易に考えることもできます。
- 面積＝災害廃棄物の発生量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×（1＋作業スペース割合）

出典：災害廃棄物対策指針技術資料 1-14-4

◆仮置場候補地の選定の際に考慮する点◆

仮置場候補地は、以下の点を考慮して選定します。

〈選定を避けるべき場所〉

- ・周辺住民、環境、地域産業への影響が大きい地域は避ける。
- ・水害による災害廃棄物は、汚水を発生するおそれがあることから水源に留意し、近接する場所を避ける。
- ・ハザードマップ等を参照し、できる限り浸水想定区域等は避ける。

〈候補地の絞り込み〉

- ・重機等により災害廃棄物を分別・保管するため、できる限り広い面積。
- ・公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設等の町有地。
- ・未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない私有地(借り上げ)。
- ・効率的な搬出入ルート、必要な道路幅員が確保できる場所が好ましい。
- ・敷地の搬入・通行路は、大型車が走行できるようコンクリート又はアスファルト敷が好ましい。
- ・長期間使用できることが好ましい。

4 分別の徹底

災害廃棄物の分別は極めて重要です。分別の徹底は、処理期間の短縮や最終処分量の削減、処理費用の削減につながります。

分別を徹底するため、以下の（１）～（３）を実施します。

（１）被災家屋等からの搬出時における広報

仮置場で分別を徹底するためには、被災家屋等からの搬出時における分別が特に重要となります。被災者に対して、同じ袋に複数の種類の災害廃棄物を混合して入れないことなど分別について周知します。

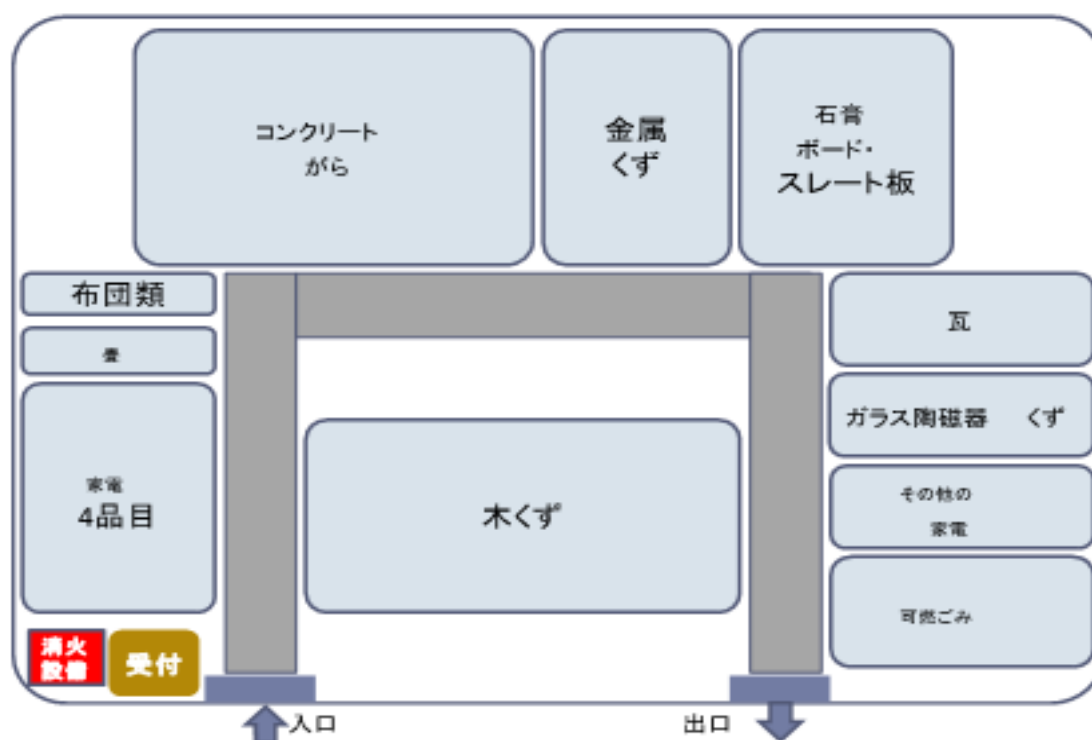
高齢者や障がい者等の被災家屋等から災害廃棄物を搬出・運搬するには、ボランティアの協力が必要です。ボランティアへ災害廃棄物の分別について周知します。

（２）仮置場での分別配置図の配布、看板の設置

仮置場では、円滑に通行できるよう一方通行の動線とします。

仮置場内の配置が分かりやすいよう配置図を事前配布又は入口で配布します。また、仮置場内の分別品目ごとの看板を作成し設置します。

図 2 1 仮置場の分別配置の例



※分別品目ごとの面積の割合は例であり、災害や被災家屋等の種類によって変化します。

(3) 仮置場での分別

分別品目ごとに数名の作業員を配置し分別配置を案内します。

同じ袋に複数の種類の災害廃棄物が入っている場合は、袋から出して分別を行うように指導します。

火災予防のため、ガスボンベ、灯油タンク等の危険物は搬入しないよう指導します。万が一、搬入されてしまった場合は、他の災害廃棄物と分けて保管します。

仮置場内での分別に必要な作業（分別配置図の作成・配布、看板等の作成・配置、分別など）について事前に検討・準備します。

5 収集運搬

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするためには、発災後、仮置場などを設置し災害廃棄物を撤去することが重要です。

水害時には、水分を多く含む畳や家具等の粗大ごみが多量に発生するため、平常時の生活ごみやし尿等を収集運搬する人員及び車両等のみの体制では対応が非常に困難なことが予想されます。そのため、人員、車両の増加や重機を用いる等の対応が必要となります。

(1) 収集運搬車両の確保

被災地の状況を把握して車両を手配します。収集運搬車両等が不足する場合は、近隣市町村や国・県へ支援要請を行います。

(2) 収集運搬方法の決定

各施設や道路の被災状況、交通事情等を踏まえ、収集運搬の体制や仮置場への搬入案内などを決定します。

被災者が災害廃棄物を排出する場所は、環境センター又は仮置場とします。搬入する場合には、場内において被災者に分別を指導します。また、し尿等の汲み取りについては、被災者からの依頼には優先的かつ早期対応に努めます。

(3) 運搬ルート決定

平常時の収集運搬ルートを基に、道路の被災状況や交通事情を考慮した効率的なルートを決定します。

6 処理・処分

災害廃棄物は、種類や性状に応じて破碎選別や焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行います。町で中間処理を行いますが、処理しきれない場合や最終処分等には、県内の市町村の支援による処理及び県内の事業者による処理を行うこととなります。

処理方法や処理業務の発注については、生活環境に支障が生じないように廃棄物処理法等の関連法令に従い、適正に処理することを基本とし、再生利用の推進と最終処分量の削減、処理のスピード及び費用の点を含めて総合的に検討し決定します。

(1) 中間処理

①可燃物の処理可能量は、16トン/8hです。

図表22 環境センターにおける可燃物処理可能量

施設名	可燃物
環境センター	5,760 トン/年

②不燃物の処理可能量は、1.63 トン/日です。

図表23 環境センターにおける不燃物処理可能量

施設名	不燃物
環境センター	586.8 トン/年

③し尿等の処理可能量は、26kℓ/日です。

図表24 衛生センターにおける処理可能量

施設名	し尿	浄化槽汚泥
衛生センター	6.0kℓ/日	20.0kℓ/日

(2) 再生利用・最終処分

災害廃棄物の最終処分量を削減するため、災害時においても再生利用を推進します。

県内で発生する建設系産業廃棄物についてみると、再生利用量は年間 176 万トンであり、再生利用率は 91%と高い水準になっています。被災家屋等の解体から発生する災害廃棄物は、建設系産業廃棄物と性状が似ており、産業廃棄物の処理施設で再生利用することが可能です。

図表 25 茨城県の建設系産業廃棄物の再生利用率

産業廃棄物の種類	年間再生利用量 (万トン)	再生利用率	対応する災害 廃棄物の種類
がれき類	145.6	99%	コンクリートがら
木くず	10.5	90%	木くず(柱角材)
汚泥	8.4	42%	--
ガラス陶磁器くず	3.4	72%	瓦、石膏ボード
廃プラスチック類	1.8	77%	可燃系混合廃棄物
金属くず	0.9	100%	金属くず
繊維くず	0.1	87%	畳
混合物・その他	5.2	64%	不燃系混合廃棄物
合計	175.9	91%	--

出典：茨城県産業廃棄物実態調査

(3) 最終処分

最終処分場は次の施設へ搬出します。(令和6年7月時点)

- ・エコフロンティアかさま(管理型最終処分場：笠間市)



仮置場での分別回収



仮置場からの搬出

7 適正処理が困難な廃棄物等への対応

(1) 危険物・有害廃棄物、処理困難な廃棄物

消火器、高圧ガスボンベ等の危険物や、農薬・薬品類、廃石綿等の有害廃棄物は原則所有者が適正に処分しますが、仮置場へ搬入された場合は、生活環境保全及び作業環境安全の観点から、他の災害廃棄物と分けて保管し、専門機関、専門処理業者へ委託して適正に処理します。

図表 26 危険物・有害廃棄物等の処理方法・留意点

危険物 有害廃棄物等	処理方法	取扱上の留意点
消火器	既存のリサイクル回収システム (特定窓口、特定引取場所)等への引取依頼・再生利用(日本消火器工業会)	分別保管 ※ただし、使用期限内のもののみ
LP ガスボンベ	専門業者による回収処理(全国LPガス協会)	分別保管
高圧ガスボンベ	専門業者による回収処理((高圧ガス保安協会、地方高圧ガス管理委員会)	分別保管 ※所有者が判明した場合は所有者へ返却
燃料タンク (灯油等)	取扱店、ガソリンスタンド等へ引取依頼	分別保管、漏出防止
有機溶剤 (シンナー等)	取扱店、廃棄物処理業者に引取依頼	分別保管、漏出防止
バッテリー	リサイクル取扱店へ引取依頼	分別保管
農薬・薬品類	取扱店、廃棄物処理業者に引取	分別保管、移替等禁止
感染性廃棄物	専門業者、廃棄物処理業者による回収処理	分別保管
PCB 含有廃棄物 (トランス、コンデンサ等)	PCB 廃棄物は、PCB 特別措置法に従い、保管事業者が適正に処理。	分別保管、破損漏洩防止 ※PCB 含有不明の場合は、含有物として取扱。

(2) 思い出の品等

位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、手帳、携帯電話、ビデオ、デジカメ等の思い出の品等と思われるものを確認した場合は、町が一時保管し、可能な限り持ち主へ返却に努めます。その際、個人情報が含まれていることに留意し保管します。

思い出の品等は、被災家屋等の解体時に原則として所有者が立ち会い、解体業者が回収に努めます。仮置場に搬入された場合は、仮置場の作業員が回収に努めます。

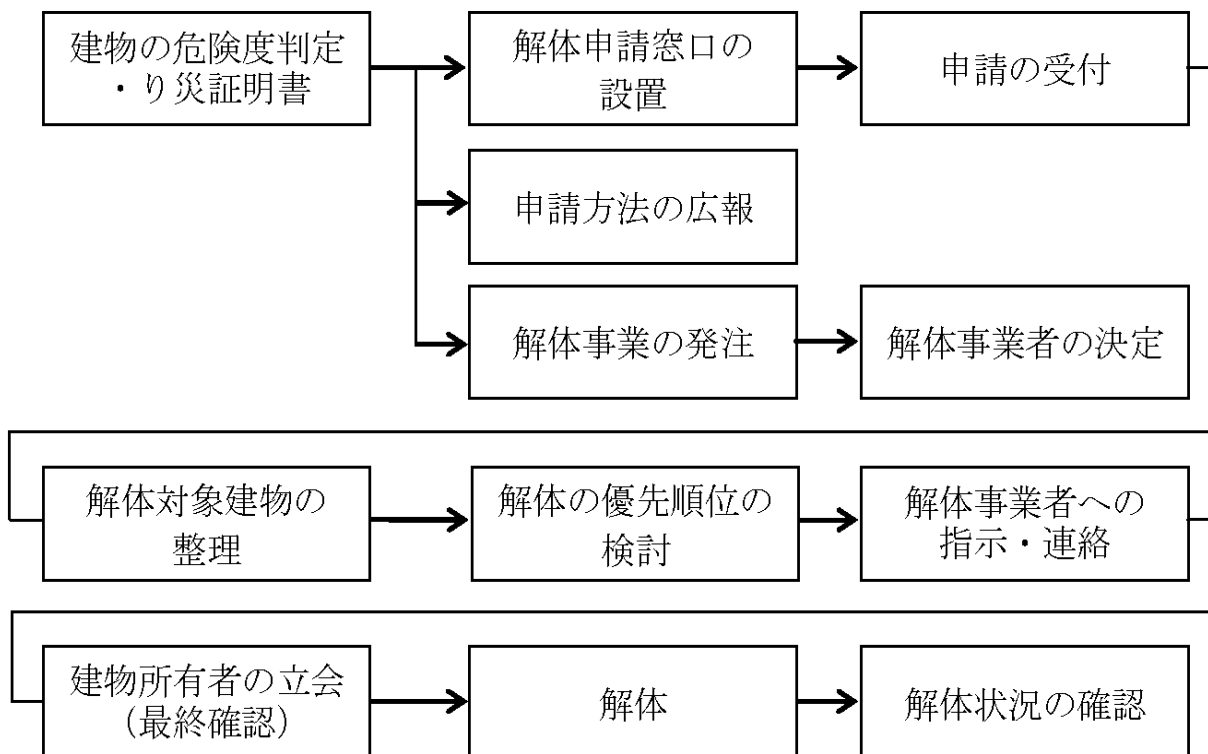
財布、クレジットカード、キャッシュカード、貴金属等の貴重品は、警察へ届けます。

8 被災家屋等の解体撤去

被災した家屋等は私有財産であるため、その処分についても原則として所有者が実施することとなりますが、通行上支障がある場合や倒壊の危険性のある場合については、所有者の意思を確認した上で、適切な対応を行うものとします。

本町においても、過去に令和元年東日本台風で被災した家屋を公費で解体撤去又は所有者が解体した費用の償還払いを実施したことがあります。

図表 28 町が公費で解体・撤去を行う場合の手順例



出典：災害廃棄物対策指針

第2節 環境保全対策・火災防止

災害廃棄物の処理は、被災者の健康や生活環境の保全に配慮して適正に進めることが必要です。

(1) 解体撤去現場における環境保全対策

事業者に対して、解体撤去又は積替保管作業に伴う粉じんの発生防止、重機作業に伴う騒音・振動防止に係る環境保全対策を実施するよう指示します。

(2) 運搬における環境保全対策

仮置場への運搬車両の通行による粉じんの発生、積載している災害廃棄物の飛散や落下防止策を講じるよう収集運搬業者へ指示します。また、交通渋滞により周辺住民の生活環境に影響が生じないよう状況を把握し必要に応じて収集運搬ルートや時間帯の見直しを実施します。

(3) 仮置場における環境保全対策

臭気や害虫が発生した場合、消毒剤等の薬剤の散布を専門機関（茨城県ペストコントロール協会等）に相談して実施します。

石綿含有（可能性含む）廃棄物が仮置場内に持ち込まれた場合は、シートによる被覆又はフレキシブルコンテナバッグ等に封入して保管します。

(4) 仮置場における火災防止

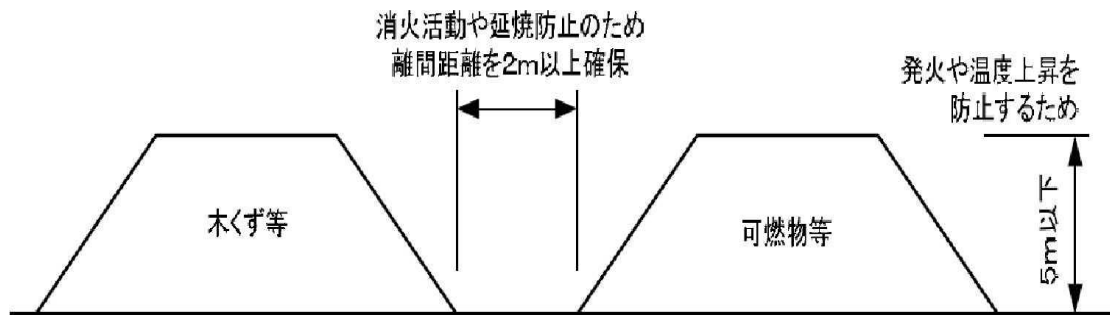
仮置場における災害廃棄物の保管等に際して、図表 29 のようなモニタリング及び火災防止対策を実施するとともに、可燃物はできる限り早く仮置場から搬出し処理に努めます。

図表29 火災防止対策の例

項目	主な内容
集積における火災防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・発火や温度上昇を防止するため、可燃物の積み上げ高さを5m以下に制限し、一山あたりの設置面積を200m²以下とします。また、火災が発生した場合の消火活動や延焼防止のため、積み上げられる山と山は2m以上離して集積します。(図表30)
目視による確認	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に可燃物内からの煙の発生等について目視により確認します。
火災防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に可燃物表層から1m内部の温度測定を実施し、温度が60℃を超過しないよう、週1回は可燃物の切り返しを行うなどして放熱します。80℃以上の場合は切り返しや掘削により酸素が供給されて発火に至る可能性があるため、切り返しは行わないようにします。
消防対策	<ul style="list-style-type: none"> ・万が一、火災が発生した場合は、消防と連携し迅速な消火活動を実施します。

出典：震災対応ネットワーク（廃棄物・し尿等分野）国立環境研究所「仮置場の可燃性廃棄物の火災予防(第二報)」を基に作成

図表30 可燃性廃棄物を並べて配置する場合



出典：震災対応ネットワーク(廃棄物・し尿等分野)国立環境研究所「仮置場の可燃性廃棄物の火災予防(第二報)」

第3節 生活ごみ・避難所ごみ・し尿

1 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の発生

(1) 生活ごみ・避難所ごみの発生

災害時の避難所では、調理ができないことから非常食を食べる機会が増えるため、非常食の容器等のごみが多く発生し、また、使用済み衣類や簡易トイレ等の平常時とは異なるごみが発生する可能性が想定されます。

既存の処理施設が被災した場合、避難所ごみを含む生活ごみの処理を近隣の市町村に要請することになるため、避難者数や生活ごみの発生原単位等から避難所ごみを含む生活ごみの発生量を推計し、収集運搬及び処理体制を検討します。

※避難所ごみの発生原単位はないので、便宜上、生活ごみの発生原単位を用いて推計します。

(2) し尿の発生

災害時における避難所等のトイレ対策は、健康管理や衛生対策を進める上で非常に重要です。

災害時には、停電や断水、浄化槽の損傷等により水洗トイレが使用できないおそれがあり、通常よりもし尿が多く発生することが想定されます。仮設トイレは避難者だけではなく、水害や断水等によりトイレが使用できなくなった避難所近隣の在宅住民も利用する可能性もあり、災害対策本部とよく協議した上で適正な数を設置に努めます。

【災害時のし尿発生量】

＝災害時におけるし尿収集必要人数×1人1日平均排出量＝(①+②)×③

①仮設トイレ必要人数＝避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数

断水による仮設トイレ必要人数＝

{水洗化人口－避難者数×(水洗化人口/総人口)}×上水道支障率×1/2

水洗化人口：平常時に水洗トイレを使用する住民数：浄化槽人口

総人口：水洗化人口＋非水洗化人口

上水道支障率：断水世帯数/全世帯数、又は断水人口/全人口

1/2：断水により上水道が支障する世帯の約1/2の住民が仮設トイレを使用すると仮定。

②非水洗化区域し尿収集人口＝くみ取り人口－避難者数×(汲取人口/総人口)

③1人1日平均排出量＝2.4ℓ/人・日※

(※一般廃棄物処理実態調査の平成26年度全国平均参照)

出典：一般廃棄物処理実態調査

【仮設トイレの必要基数】

＝仮設トイレ必要人数/仮設トイレ設置目安

仮設トイレ設置目安＝仮設トイレの容量/し尿1人1日平均排出量/収集計画

仮設トイレの平均的容量：例 400ℓ

1人1日当たりのし尿排出 2.4ℓ/人日

(※一般廃棄物処理実態調査の平成26年度全国平均参照)

収集計画：週1回の収集(避難者の人数により変更)

出典：災害廃棄物対策指針技術資料 1-11-1-2

2 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬と処理

避難所は、町内だけでなく、他市町村に及び場合があるため、避難所ごみ及びし尿の収集運搬や処分について、他市町村と事前協議をする必要があります。

(1) 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず直接環境センターで処理を行います。

避難所ごみとし尿の発生量を把握します。

避難者数及び避難所の設置数・場所に基づき、収集ルートを決し、収集運搬を迅速に開始できるようにします。

収集運搬車両数の不足状況を県へ連絡します。

水害では、くみ取り式の便槽や浄化槽が水没し、槽内に雨水や土砂等が流入することがあるため、便槽や浄化槽の所有者が速やかに周囲の消毒を行うように周知します。

(2) 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理

各処理施設に被害がある場合には、復旧見込み及び避難所ごみ・し尿の受入れ時期を県へ報告し、その間の処理について近隣市町村と調整の上、事前協議を行います。

(3) 仮設トイレ

避難所設置場所毎の避難者数に基づき、仮設トイレを設置・増設します。

仮設トイレを調達できない場合、県へ支援要請を行います。

3 一般廃棄物処理施設の強靱化と復旧

一般廃棄物処理の運営・管理担当者は、マニュアル等又はプラントメーカー等に連絡し、施設を安全に停止させ、被害状況を把握します。復旧工事が必要となる場合は、関係機関に連絡しできるだけ早く再稼働できるよう努めます。

被災状況に応じて、県及び近隣市町村へ支援要請を行います。また、被災した施設の復旧に関しては、国庫補助の対象となるためその事務の準備も行います。

なお、各施設が被災していない場合は、被災した市町村の廃棄物の受け入れを検討します。



令和元年東日本台風により推定1.7m浸水被害に遭い施設機能が全停止となった衛生センター



国庫補助の廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金を活用し、令和6年3月に竣工した衛生センター

第4節 処理業務の進捗管理

1 計量等の記録

災害廃棄物の仮置場への搬入・搬出量を車両の台数や計量器で計量し、記録します。また、解体家屋数、処分量等の量を把握し、進捗管理を行います。災害廃棄物を仮置場から搬出する際は、伝票等を用いて処理量、処理先、処理方法等を把握します。

図表31 記録の種類

段階	記録
仮置場の搬入・搬出における記録	<ul style="list-style-type: none">・搬入・搬出重量及び車両台数、種類別・積載量、発生元の地域、搬出先等・車両1台毎の写真、日ごとの作業員数・施工状況写真・災害廃棄物の集積面積・高さによる推計量の変化
処理における記録	<ul style="list-style-type: none">・種類別処理方法別(焼却、リサイクル、最終処分)の処理前・処理後の数量

2 災害廃棄物処理の進捗管理

災害廃棄物処理の進捗管理に関して、仮置場の運営等を委託している場合は、委託先から報告を受け、県に進捗状況を報告します。

3 災害廃棄物報告書の作成

災害廃棄物の処理と並行して、災害廃棄物に係る国庫補助申請の準備を行います。補助金の事務を円滑に進めるために、災害廃棄物の数量や仮置場の写真、作業日報(作業日、作業員数、重機種類・台数、運搬車両種類・台数等を記載)、事業費算出の明細等を整理します。(災害関係業務事務処理マニュアル(自治体事務担当者用)平成26年6月を参照)

災害廃棄物処理に係る国庫補助の事務については、経験を有する職員配置を検討します。(令和元年東日本台風時対応職員)

第4章 災害廃棄物対策の推進・計画の進捗管理

平常時から災害廃棄物処理に係る備えを進め、県・他市町村・事業者・住民の連携により災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を通じて早期の復旧復興につなげるとともに、環境負荷の低減、経済的な処理の実現を目指します。

1 計画による実行力の向上

本計画を通じて庁内及び県、他市町村、事業者、住民とともに災害への備えの重要性を共有し、それぞれの行動につなげるよう働きかけます。

2 情報共有と教育・訓練の実施

これまでの災害廃棄物処理の経験を継承し、経験を生かしていくことで、今後の災害廃棄物処理に係る対応力の向上につなげます。

県、他市町村、事業者等の関係者との情報共有・コミュニケーションを図り連携を強化するとともに国・県主催の会議・研修等に参加します。

3 進捗管理・評価による課題の抽出

災害廃棄物処理に備えた体制を構築していくため、県や事業者その他の関係機関・関係団体との連絡を密にします。仮置場候補地の選定等を所管課と確認するとともに、県等と課題を共有し、解消に向けた検討を図ります。

4 計画の見直し

環境省「災害廃棄物対策指針」の改定や、「地域防災計画」における被害想定の見直し等を踏まえて本計画の見直しを行うことにより、計画の実効性を高めていきます。

災害廃棄物処理に関する市町村間の協定や事業者との協定等の内容及び実効性を確認し、必要に応じて見直しを行います。

=====
令和2年11月策定
【令和6年7月更新】
大子町役場 生活環境課
=====